

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省 1 (Ⅳ－1－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名（政策体系上の位置付け）		男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること（施策目標Ⅳ－1－1） 基本目標Ⅳ：非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標1：男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること				担当 部局名	雇用環境・均等局 子ども家庭局 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付世帯統計室	作成責任者名	雇用環境・均等局総務課長 堀井 奈津子 雇用機会均等課長 森實 久美子 職業生活両立課長 尾田 進 在宅労働課長 吉村 紀一郎 子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長 度会 哲賢 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付世帯統計官 中村 年宏		
施策の概要		本施策は、次の施策を柱に実施している。 ・男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること ・育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい就業環境を整備すること									
施策実現のための背景・課題		1	男女雇用機会均等法に基づき、労働者が性別により差別されることがなく、その能力を充分に発揮できる環境を整備するとともに、女性の活躍を一層促進するため、各企業における女性活躍推進法に基づく取組の実効性を高めていくことが課題となっている。								
		2	働きながら育児・介護を行う労働者が、仕事と家庭を両立しやすい就業環境の整備が課題となっている。								
		3	育児や介護等により働く場所や時間に制約のある者にとって、在宅就業は仕事と生活の調和を図りやすい働き方である一方で、報酬面のトラブル等が見られる。								
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由				
		目標1 （課題1）	男女雇用機会均等法の履行確保および女性活躍の推進				女性の活躍を推進するためには、均等法に定められた性差別の禁止をはじめとする規定の確実な履行確保を図るとともに、各企業における女性活躍推進法に基づく取組の実効性を高めていく必要があるため。				
		目標2 （課題2）	仕事と家庭を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性による育児を促進する社会的気運の醸成を図る。				仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備により、出産・育児を経た女性の継続就業を支援するとともに、男性の育児参画を促進する社会的気運の醸成を図り、男性による育児が当たり前の世の中をつくることで、男女がともに仕事と家庭の両立を可能とする社会づくりを推進する必要があるため。				
		目標3 （課題3）	在宅就業を良好な就業形態とするための環境整備				育児や介護等により働く場所や時間に制約のある者にとって、仕事と生活の調和を図りやすい働き方である在宅就業について、その就業環境を良好なものとする必要があるため。				
		達成目標 1 について									
測定指標（アウトカム、アウトプット） ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
○①	男女雇用機会均等法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した行政指導の是正割合（年度内）（アウトカム）	-	-	90%以上	毎年度	90%以上 99.2%	90%以上 99.2%	90%以上 ／	90%以上 ／	90%以上 ／	男女雇用機会均等法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、男女労働者の均等な機会と待遇の確保が可能となることから、指標として選定した。目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえて、年度内の是正割合を設定した。 （参考）平成27年度実績：98.7%、平成28年度実績：97.4%
2	常時雇用する労働者が300人以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届届出件数（アウトカム）	-	-	累積 12,000社以上	令和3年度	4,000社以上 4,568社	6,000社以上 6,041社	7,500社以上 ／	10,000社以上 ／	12,000社以上 ／	労働者の6割以上が一般事業主行動計画の策定が努力義務である300人以下の事業主（中小企業）において雇用されているため、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等がなされることは、企業の女性活躍推進に向けた雇用管理改善に寄与することから指標として選定した。 令和元年度の目標値については、平成29年度から平成30年度にかけての増加件数を勘案し設定した。 （参考）平成28年度実績：2,788社
達成手段 1		補正後予算額（執行額）		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度								
(1)	ポジティブ・アクション周知啓発事業費（平成19年度）	3.9億円 (3.9億円)	4.2億 (3.5億)	10.4億円	1,2	ポジティブ・アクションについて、男女雇用機会均等法の規定の周知を徹底し、職場における男女間格差の解消の必要性についての認識を広めるため、企業に対して必要な情報提供等を行うとともに、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するため、雇用均等指導員（均等担当）を配置する等、セクシュアルハラスメントや防止対策等を推進する。 男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、職場において男女労働者間に事実上生じている格差を解消するために、企業が自主的かつ積極的に雇用管理の改善に取り組むこと（ポジティブ・アクション）を促進することに寄与する。					425
(2)	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業（平成22年度） ※平成27年度以前は「ポジティブ・アクション推進戦略等事業」	1.3億円 (1.3億円)	1.4億 (1.4億)	1.7億円	2	労働者の6割以上が雇用されている中小企業に対し、企業の女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約し情報提供を行うことで、女性の活躍推進の取組を加速化させることに寄与する。 女性も活躍できる企業ほど「選ばれる」社会環境を作りだし、企業における女性活躍推進の取組を加速化させることによって、性別にかかわらず男女ともが活躍できる職場環境の整備に寄与する。					487
(3)	雇用均等行政情報化推進経費（平成11年度）	2.3億円 (1.6億円)	2.1億 (1.4億)	3.1億円	1	端末やグループウェア機能等を提供する「労働局共働支援システム」のサービスを利用するとともに、都道府県労働局雇用環境・均等室の職員が男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等に基づく相談対応、行政指導の記録や事業場の基本情報等についてデータベース管理を行う「事業場台帳管理システム」を運用する。 職場における男女差別、セクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、仕事と育児・介護の両立の問題などを中心に、雇用均等行政における行政需要が急速に増加する中で、迅速かつ正確な事務処理を行うために、都道府県労働局雇用環境・均等室における各種業務処理の効率化及び相談・指導業務の高度化を図ることに寄与する。					428

(4)	両立支援等助成金(女性活躍加速化コース) (平成27年度)	3.5億円 (0.6億円)	2.4億円 (0.4億)	2.3億円	2	女性の活躍推進に関する自社の状況把握を行い、取組目標及び数値目標を定めて公表した上で、取組を行い各目標を達成した中小企業事業主に助成金を支給することにより事業主の取組を促し、女性の活躍推進に寄与する。	489
(5)	女性就業支援全国展開事業 (平成23年度)	0.8億円 (0.8億円)	0.8億円 (0.8億円)	0.8億円	—	全国の女性関連施設等における女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施する。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境の整備に寄与する。	429
(6)	女性就業支援全国展開事業（土地建物賃料等） (平成23年度)	0.8億円 (0.5億円)	0.8億円 (0.5億円)	0.8億円	—	「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境整備に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。	430
(7)	中小企業のための女性活躍推進事業 (平成28年度)	2.8億円 (2.0億円)	2.6億 (2.1億)	2.6億円	2	委託事業者において「女性活躍推進センター」を設置し、中小企業による行動計画策定等を支援するため「女性活躍推進アドバイザー」による説明会開催や個別企業訪問等による相談援助を実施する。中小企業に対するきめ細やかな支援を通じて中小企業の女性活躍推進の取組の加速化を図ることにより、男女労働者の均等な機会と待遇の確保に寄与する。	491
(8)	男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費 (本省設立時)	1.6億円 (1.3億円)	1.7億 (1.5億)	1.8億	—	男女労働者が性別により差別されることがなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を推進するために必要な事務的経費である。	480
(9)	雇用均等行政に必要な経費 (本省設立時)	1百万円 (0百万円)	0	0	—	男女労働者が性別により差別されることがなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を推進するために必要な事務的経費である。	426

達成目標 2 について											
測定指標（アウトカム、アウトプット） ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
3	男性の育児休業取得率 (アウトカム)	—	—	13%	令和2年度	前年度 (3.16%)以上	—	—	13%	—	「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月21日閣議決定)」、「少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)」に基づき設定。 (参考)平成27年度実績:2.65%、平成28年度実績:3.16%、平成29年度実績:5.14%、平成30年度実績:6.16%
						5.14%	6.16%				
④	次世代認定マーク（くるみん）取得企業数（アウトカム）	—	—	3,000社	令和2年度	—	—	—	3,000社	—	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)(平成30年12月21日閣議決定)」、「少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)」に基づき設定。 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、計画に定めた目標を達成し一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けられる。認定を受けた企業は「くるみんマーク」を求人広告や商品に使用することができる。 (参考)平成27年度実績:2,484社、平成28年度実績:2,695社、平成29年度実績:2,878社、平成30年度実績3,085社
						2,878社	3,085社				

達成手段 2		補正後予算額(執行額)		令和元年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
(10)	安心して働き続けられる職場環境整備推進事業（平成19年度）	0.4億円 (0.2億円)	0.4億円 (0.2億円)	0.4億円	3,4	育児休業、介護休業制度の実態等、仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討を行うとともに、法律に基づく制度の普及・定着及び適正な運用を図るための相談・指導等を行う。 育児・介護休業法に基づく指導等を実施することにより、企業の雇用管理改善が図られることから、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることが、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	483
(11)	男性の育児休業取得促進事業（平成20年度）	0.6億円 (0.5億円)	0.7億円 (0.5億円)	0.9億円	3,4	表彰やセミナーの実施、参加型の公式サイトなどを通じて、企業及び個人に対し仕事と育児の両立に関する情報・好事例等を提供し、男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性の育児休業取得に関する社会的な気運の醸成を図る。 男性の育児休業取得を促進することにより、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	485
(12)	両立支援に関する雇用管理改善事業（平成23年度）	8.5億円 (7.1億円)	8.0億円 (7.2億円)	8.4億円	3,4	両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、両立支援制度等に関する雇用管理改善に係る相談、支援等を行う。また、労働者の仕事と介護の両立支援等により継続就業を促進する。 仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることが、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	488
(13)	両立支援等助成金(事業所内保育施設コース)(平成21年度)	21.2億円 (15.4億円)	16.9億円 (11.6億円)	12.6億円	3,4	労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営、増築を行う事業主・事業主団体であって、一定の要件を満たしたものに対して、その費用の一部を助成するものである。 【設置費】大企業・・・1／3、中小企業・・・2／3 【増築費】大企業・・・1／3、中小企業・・・1／2 【運営費】10年間支給　大企業・・・現員1人当たり34万円(年額)　中小企業・・・現員1人当たり45万円(年額) ※企業主導型保育事業の開始に伴い、平成28年度から新規受付を停止している。 仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることが、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	482

(14)	両立支援等助成金（育児休業等支援コース） （平成29年度）	29.6億円 （16.2億円）	24.8億円 （20.7億円）	24.4億円	3,4	①育児取得時、②職場復帰時 「育児復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者が育児休業を取得、職場復帰した中小企業事業主に対し一定額を支給する。 ＜職場支援加算＞ 育児取得者の業務を代替する職場の労働者に、業務代替手当等を支給するとともに残業抑制のための業務見直しなどの職場支援の取組をした場合に一定額を加算して支給する。 ③代替要員確保時 育児休業取得者が、育児休業終了後、原則として原職等に復帰する旨の取扱を就業規則等に規定した上で育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に一定額を支給する。 ＜有期契約労働者加算＞ 育児休業取得者が有期契約労働者の場合に一定額を加算して支給する。 ④職場復帰後支援 育児休業からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期の労働者を支援するため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、利用者が出た中小企業事業主に対し一定額を支給する。 仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることが、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	493
(15)	両立支援等助成金（出生時両立支援コース） （平成28年度）	8.8億円 （19.7億円）	36.4億円	35.9億円	3,4	男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業等を取得した男性労働者が生じた事業主に対し一定額を支給する。 男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に育児休業を利用させた事業主を支援することにより、国の目標である男性育児休業取得率の達成に寄与するとともに、仕事と家庭の両立支援に資する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	490
(16)	助成金支給等に係る経費 （平成23年度）	7.0億円 （4.3億円）	9.7億円 （6.4億円）	10.9億円	2,3,4	両立支援等助成金（事業所内保育施設コース、出生時両立支援コース、介護離職防止支援コース、育児休業等支援コース、再雇用者評価処遇コース、女性活躍加速化コース）の支給のために必要な経費であり、両立支援等助成金を支給することにより、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備等に取り組む事業主の取組に寄与する。	479
(17)	安心して働き続けられる職場環境調査研究事業 （平成6年度）	0.1億円 （0.09億円）	0.1億円 （0.08億円）	0.1億円	3,4	育児休業制度の実態等仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態把握、問題点の分析のための調査を民間団体に委託して行う。受託した民間団体は、調査にあたって有識者等から構成する検討会を設置し調査項目等を検討した上で、調査研究を実施し、調査研究報告書を作成する。 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関する調査研究を行い、調査結果を施策に反映させること等で、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることによる育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	484
(18)	両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース） （平成29年度）	37.4億円 （0.8百万円）	153.3億円 （4百万円）	152.6億円	3,4	妊娠、出産、育児、介護又は配偶者の転勤等を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、その経験、能力が適切に評価される再雇用制度を導入し、希望する者を再雇用した事業主に一定額を支給する。 育児や介護等を理由とした退職者の再雇用支援により、仕事と家庭の両立支援の推進に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	494
(19)	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース） （平成28年度）	12.3億円 （0.30.2億円）	6.4億円 （0.3億円）	3.5億円	3,4	「介護支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組む中小企業事業主や、仕事と介護の両立に資する制度の導入・利用に取り組む中小企業事業主に一定額を支給する。 介護休業を取得しやすくなることにより、介護離職の防止を図り、仕事と家庭の両立支援の推進に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに介護休業等を取得しやすくなる。	492
(20)	縦断調査費（出生児縦断調査コー ホートB） （平成22年度）	0.3億円 （0.3億円）	0.3億円 （0.3億円）	0.4億円	—	平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施のための基礎資料を得ることを目的とする。	919

達成目標 3 について																
測定指標（アウトカム、アウトプット） ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
						年度ごとの実績値										
		基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度								
⑤	自営型テレワークガイドライン周知セミナー受講者のうち「役に立った」と回答した者の割合(アウトカム)	—	—	85%以上	毎年度	—	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知セミナーの有効度合いを測るため。目標値については類似の事業の実績を踏まえ設定。					
						—	95.5%									
6	在宅就業者支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数(アウトプット)	442,536件	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(442,536件)以上	前年度(493,028件)以上	前年度(276,709件)以上	前年度以上	前年度以上	在宅就業者支援サイトを通じた情報提供について、普及の度合いを測るため。目標値については直近の実績を踏まえ設定。 (参考)平成27年度実績:402,724件、平成28年度実績:442,536件					
						493,028件	276,709件									
7	e-ラーニングの受講が「再就職に向けて役に立った」と回答した者の割合(アウトカム)	-	-	85%以上	毎年度	-	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	在宅就業に必要なノウハウを学ぶことができるe-ラーニング(※)が、再就職に資するものであったかの度合いを測るため。目標値については類似の事業の実績を踏まえ設定。 ※e-ラーニング…これから自営型テレワーク(在宅就業)を始めたいと考えている未経験者や経験の浅い自営型テレワーカーを対象に、自営型テレワークを始めるに当たっての心構えや契約に当たっての注意事項などを学ぶことができる教材。厚生労働者が委託事業において作成し、ポータルサイト(ホームワークスウェブ)に掲載。					
							88.1%									
達成手段 3		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和元年行政事業レビュー事業番号			
		平成29年度	平成30年度													
(22)	在宅就業者支援事業(平成12年度)	0.4億円(0.3億円)	0.4億円(0.3億円)	0.2億円	6,7	在宅就業者及び在宅就業を始めようとする者並びに在宅就業の仲介事業者や発注者を対象に、インターネット等を活用した在宅就業者及び発注者等への情報提供等を総合的に実施する。 上記により、在宅就業を良好な就業形態として確立するための環境整備に寄与する。							486			
(23)	在宅就業者支援事業(平成19年度)	0.1億円(0.05億円)	0	0.1億円	—	母子家庭等就業・自立支援事業の在宅就業推進事業について、自治体における事業の実施状況について事例を収集し、分析等を行うことにより、今後の在宅就業支援の在り方等を検討することを通じて、母子家庭の母等の就業支援の取組の促進と就業環境の整備を図る。							486			
(24)	柔軟な働き方(自営型テレワーク)のための環境整備事業	-	0.3億円(0.3億円)	0.5億	5	在宅就業の発注者及び仲介事業者を対象にした、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・徹底のためのモニタリング及び周知・啓発の実施や、有識者等をメンバーとする検討委員会での、業界健全化のために仲介事業者として守るべきルールの策定及び周知等を行う。 上記により、在宅就業を良好な就業形態として確立するための環境整備に寄与する。							495			
施策の予算額・執行額		区分		平成30年度			令和元年度			令和2年度要求額			政策評価実施予定時期(評価予定表)		令和3年度	
		予算の状況(千円)	当初予算(a)	27,371,862			27,260,589			16,555,270						
			補正予算(b)	0			0									
			繰越し等(c)	0			0									
			合計(d=a+b+c)	27,371,862			27,260,589			16,555,270						
		執行額(千円、e)		8,072,152												
		執行率(%、e/d)		29.5%												
関連税制		—														
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日			関係部分(概要・記載箇所)						
		①「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」 ②「少子化社会対策大綱」 ③「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」 ④「第4次男女共同参画計画」 ⑤「未来投資戦略2018」 ⑥「ニッポン一億総活躍プラン」 ⑦「働き方改革実行計画」					①平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定 ②平成27年3月20日閣議決定 ③平成30年12月21日閣議決定 ④平成27年12月25日閣議決定 ⑤平成30年6月15日閣議決定 ⑥平成28年6月2日閣議決定 ⑦平成29年3月28日働き方改革実現会議決定			①ワーク・ライフ・バランスの実現に関する各種施策及び数値目標が掲げられている。 ②③女性の就業促進に関する数値目標及び各種施策が掲げられている。また、くるみん取得企業(次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業)を2020年までに3,000社に増加させるという目標が掲げられている。 ④雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和に関する成果目標及び各種施策が掲げられている。 ⑤女性の活躍推進及び非正規雇用労働者の待遇改善に係る成果目標及び各種施策が掲げられている。また男性育児休業取得率13%(2020年)が掲げられている。 ⑥女性の活躍推進及び非正規雇用労働者の待遇改善について掲げられている。また子育てや介護をしながら仕事を続けることができる環境の整備について掲げられている。 ⑦女性の活躍推進及び非正規雇用労働者の待遇改善に係る成果目標及び各種施策が掲げられている。また男性育児休業取得率13%(2020年)が掲げられている。						